

第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 議事次第

1 開催日時

令和2年10月19日（月） 14：30～

2 開催場所

茨城県庁6階災害対策室

3 議題

- (1) 「感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（案）」について
- (2) その他

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた
感染症の流行下での原子力災害時に
おける防護措置の実施ガイドライン
(案)

内閣府（原子力防災担当）

令和2年●月

目次

はじめに	3
1. 防護措置の実施における全般的な対応	5
(1) 住民への周知	5
(2) 防災業務関係者の感染症対策	5
(3) 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者の 対応	6
2. 一時集合場所における対応	7
(1) 受付での対応	7
(2) 施設内での対応	7
3. 避難車両における対応	9
(1) 乗務員の感染防止対策	10
(2) 乗車時の対応	10
(3) 車内での対応	10
4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応 .	11
(1) 配布時の対応	11
5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応 .	12
(1) 検査等での対応	12
6. 屋内退避時及び避難所における対応	13
(1) 屋内退避時の対応	13
(2) 避難先決定時の対応	14
(3) 受付での対応	14
(4) U P Z外の避難所内での対応	15
7. 参考	16

はじめに

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

内閣府（原子力防災担当）では、令和2年6月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方¹を示している。本ガイドラインでは、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を具体的に記載する。

地方公共団体等においては、訓練実施等を通じて本ガイドラインを利活用し、各地域の実状を踏まえた適切な対応がとられるよう備えが進むことを期待する。

¹ 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（令和2年6月2日 内閣府政策統括官（原子力防災担当））

なお、原子力災害時における防護措置の実施に当たっては、原子力災害対策指針の目的にあるとおり、住民の生命、身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、本ガイドラインの内容いかににかかわらず、現場の状況により、柔軟な対応を行うことが重要である。

また、本ガイドラインでは、特に、濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者及びそれ以外の者の対応を記載しているが、自宅療養者等の陽性患者においても、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する場合があることから、災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針²等及び避難所における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる各種通知³等を参考に、地方公共団体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携し、情報共有や、あらかじめ災害時の対応・避難方法等を決めておくことが重要である。

今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応等については、必要に応じ、別途検討を行っていくこととする。

² 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

³ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付、消防庁国民保護・防災部防災課、厚生労働省健康局結核感染症課、観光庁観光産業課）

1. 防護措置の実施における全般的な対応

避難や一時移転等の防護措置を実施するに当たり、他者と接する機会のある防災業務関係者は、常に感染の危険性があることに注意すること。

(1) 住民への周知

- 避難等の前に検温等の健康確認（以下、「健康確認」という）【参考1】を実施すること、避難等に際してマスクを着用すること、一定の距離を保つ、大声での会話は控える等の必要な感染症対策を、あらかじめ住民へ広報すること。
- また、健康確認【参考1】を実施し、感染の疑いがある場合には、保健所等へ連絡するよう、あらかじめ住民へ広報すること。

(2) 防災業務関係者の感染症対策

- 防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮すること。
- 防災業務関係者は、個人用防護具【参考2】を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮すること。
- 特に、不特定多数の者と接する機会のある防災業務関係者は、マスクに加えて、その他の個人用防護具【参考2】を着用することが望ましい。

- また、新型コロナウイルス感染症は、特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時等において、感染リスクのある場所を触った場合等には、手袋を消毒、交換する等の対策を行うこと。
- 加えて、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施すること。

(3) 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者の対応

- 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者（以下、「濃厚接触者等」という）の対応については、保健所等と連携し対応すること。

2. 一時集合場所における対応

本項においては、バス避難等を行う住民が一時的に滞在する場合を想定して記載することとする（家屋の倒壊等により自宅等での屋内退避が困難な住民が一定期間滞在する場合については、6. 屋内退避時及び避難所における対応を参照のこと）。

（1）受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に受付を設置する、集合時間帯を分ける、受付に要する時間をできるだけ短くするなど、密閉・密集・密接（以下、「3つの密」という）を避けること。
- 全面緊急事態（GE）に至った以降は、受付を施設内に移動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- 受付では、マスク着用確認、手指消毒及び健康確認【参考1】を実施すること。

（2）施設内での対応

- 健康確認【参考1】の結果を踏まえ、濃厚接触者等とそれ以外の者を可能な限り分けること。別部屋で隔離できない場合は、同部屋で十分な間隔

を確保する、間仕切り等を設置するなど、飛沫感染の防止に努めること。

- 全面緊急事態（GE）に至った後は、扉や窓の開放等による換気は原則行わず、放射性物質の放出に備えること。

3. 避難車両における対応

本項においては、代表的な広域避難手段であるバス車両における対応について記載する。

バス車内における感染症対策については、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁴「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」⁵も踏まえて対応すること。

なお、船舶や鉄道、福祉車両等を用いた避難においても、船舶避難においては「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁶、鉄道避難においては「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」⁷、及びタクシー避難においては「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁸など、各ガイドラインを踏まえて対応すること。

⁴ 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」（令和2年7月21日 公益社団法人日本バス協会）

⁵ 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（令和2年7月21日 貸切バス旅行連絡会）

⁶ 「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（20200521 一部更新）」（令和2年5月14日策定 一般社団法人日本旅客船協会）

⁷ 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第2版）」（令和2年7月8日 鉄道連絡会）

⁸ 「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）

(1) 乗務員の感染防止対策

- 個人用防護具（マスク、眼の防護具、使い捨て手袋等）【参考2】を着用すること。

(2) 乗車時の対応

- 自宅や一時集合場所等で乗車するまでの間に実施した健康確認【参考1】の結果に基づき、濃厚接触者等とそれ以外の者を分けること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。
- 濃厚接触者等とそれ以外の者の車両を可能な限り分け、追加で必要となる車両の調整等を実施すること。どうしても同乗してしまう場合は、十分な間隔を確保する、ビニールシート等で区切るなど、飛沫感染を防止すること。
- 乗務員と住民との距離を可能な限り離すこと。
- 特に、濃厚接触者等が乗車する車内においては、座席を空けるなど、可能な限り、3つの密を避けることが望ましい（自家用車による避難の際も同様）。【参考3】

(3) 車内での対応

- 全面緊急事態以降に避難する場合には、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則換気は行わないこと（自家用車による避難の際も同様）。

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応

十分な間隔を確保できる広い場所での配布や、配布時間帯を分ける、配布に要する時間をできるだけ短くする、住民が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式での配布）を採用するなどにより、3つの密を避けること。

（1）配布時の対応

- 全面緊急事態（GE）に至った以降は、必要な防護措置⁹を実施し、放射性物質の放出に備えること。
- 接触機会を減らすため、安定ヨウ素剤等を配布する防災業務関係者を可能な限り限定すること。
- 安定ヨウ素剤の服用にかかる注意事項等が記載された資料を配付する、ポイントを絞って簡潔に説明を行うなど、3つの密を避けるよう努めること。

⁹ 「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日）

5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応

住民検査及び簡易除染（以下、「検査等」という）については、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避けること。

(1) 検査等での対応

- 住民検査を実施する場合は、健康確認【参考1】の結果を踏まえ、誘導員の指示により、濃厚接触者等とその他の者の降車する順番を調整し検査等のタイミングをずらす、検査レーンを分けるなど、3つの密を避けること。
- なお、乗員の代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で「車両確認検査及び簡易除染チーム」が行うことも可能¹⁰であり、住民指定箇所検査の際に人を集めないよう工夫することにより、3つの密を避けることもできる。

¹⁰ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁放射線防護企画課（平成29年1月30日修正））P13

6. 屋内退避時及び避難所における対応

本項においては、3つの密の可能性が考えられる屋内退避時及び避難所における対応について記載する。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、各種通知³に加え、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」¹¹等も踏まえて対応すること。

(1) 屋内退避時の対応

- 放射線防護施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態（GE）に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- UPZ内の自宅や親戚宅、医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避する

¹¹ 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第二版、令和2年9月7日）」（内閣府政策統括官（防災担当付参事官（地方・訓練担当）付、消防庁国民保護・防災部防災課、厚生労働省健康局結核感染症課、環境省自然環境局総務課長）

こととし、これが困難な場合は、（UPZ内の別の避難所ではなく、）あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難すること。

（2）避難先決定時の対応

- 感染リスクを避けるため、必要に応じ、UPZ外のホテルや旅館等を避難所とすることを検討すること。

（3）受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、3つの密を避けること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。
- 健康確認【参考1】や健康点検【参考4】を実施すること。
- 健康確認【参考1】等の結果に基づき、濃厚接触者等とそれ以外の者とは滞在スペースや動線を分けること。なお、濃厚接触者等は、可能な限り個室とすることが望ましい。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱者等の感染の疑いのある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなどの工夫をし、飛沫感染の防止に努めること。

(4) UPZ外の避難所内での対応

- 定期的に換気を実施すること。

7. 参考

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」¹²の活用も可能であることから、各地域の実情に沿って、原子力防災における感染症対策の当面の対応の参考とされたい。

¹² 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた原子力防災における感染症対策について」
(令和2年8月5日 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)参事官(地域防災担当))

【参考1】健康確認について

- ・ 検温（非接触体温計を推奨。接触型の体温計を使用する場合は毎回消毒を実施）
- ・ 発熱・咳等があるか、濃厚接触者であるかなど、健康状態を口頭等により確認
- ・ 一時集合場所等においては、簡易的な「健康確認」に留め、可能な限り円滑に避難できるように努める。

【参考2】 個人用防護具の例について ¹³

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂・トイレの清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））
 ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。
 （例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）
 ※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。
 ※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）
 ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。
 ※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。
 ※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。
 ※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

一時集合場所、避難車両、安定ヨウ素剤の緊急配布場所等において、不特定多数の者と接する機会がある場合は、上図内の避難所受付時の対応に準じて装着すること。

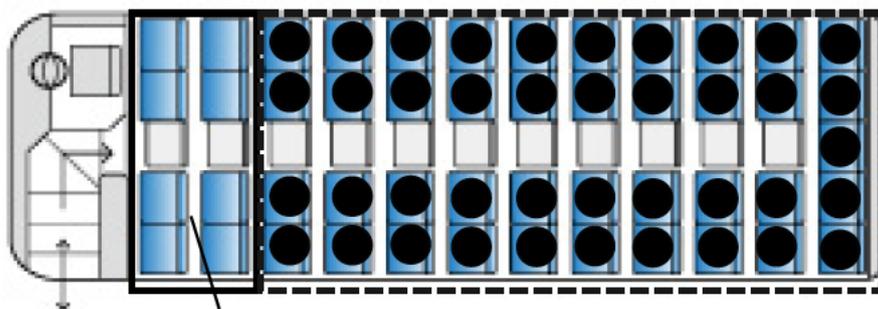
なお、防災業務関係者に必要な個人用防護具については、当面の間「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」の対象とするが、過剰な備蓄とならないよう各道府県において交付申請の際に事前に配備計画を作成する等、真に必要なものに限定すること。

¹³ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付、消防庁国民保護・防災部防災課、厚生労働省健康局結核感染症課、観光庁観光産業課） 別紙5

【参考3】バス座席レイアウト（例）について

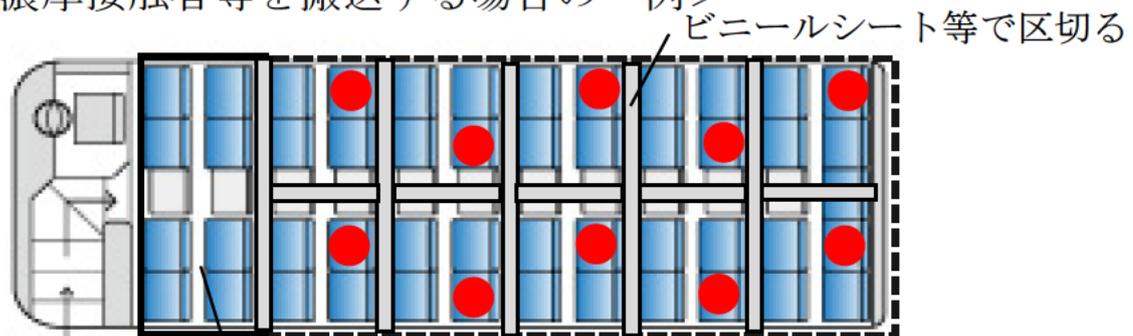
- ・ 避難用のバス車両が十分に手配されている場合は、以下のレイアウト（例）を参考にすること
- ・ 濃厚接触者等を搬送する場合は、ビニールシート等で区切ること
- ・ 訓練等を活用し、平時から備えること

●：濃厚接触者等 ●：それ以外の者



運転席の後方座席を空ける。

<濃厚接触者等を搬送する場合の一例>



運転席の後方座席を空ける。

